

## 土地区画整理事業を見直した場合の基盤整備の一例

凡例	
	計画道路
	未整備計画道路(検討箇所)
	新設道路(検討箇所)
	現況道路
	現況道路(検討箇所)

  

	イメージ図	状況と検討内容
①		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺宅地の接道に影響はないが、計画道路に定められている。</li> <li>・周辺の道路ネットワーク状況から、計画道路の必要性を検討する。</li> </ul>
②		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画に基づいて道路幅員が確保されつつあるが、一部未整備。</li> <li>・これまでの規制・誘導や現況における幅員の必要性を踏まえ、計画道路の見直しを行う。</li> </ul>
③		<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画道路と位置、形状は異なるが道路が整備されている。</li> <li>・建物移転が生じるか否か、宅地接道を満たしているか等の状況を鑑みて、計画道路が必要か検討をする。</li> </ul>
④		<ul style="list-style-type: none"> <li>・行き止まり道路の延長が長く、目指すべき「整備完了水準」において課題となっている箇所。</li> <li>・35m ほどの転回場、通り抜けが可能、道路幅員 6m のいずれかが要求されることから、現地に適したものを選択する。</li> </ul>